

新婚世帯の新生活を応援します！

新居の購入や家賃、
引越し費用を補助します。

【婚姻対象期間】

令和6年1月1日～
令和7年3月31日

【申請受付期間】

令和7年3月31日まで

補助上限額 最大40万円

※予算がなくなり次第受付終了となりますので、
お早目の事前相談をお願いいたします

ずっと一緒に
生きていく
未来に

登米市 **結婚新生活支援事業**

交付対象者の要件

令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、次のすべてを満たした夫婦であること。

- ① 補助申請日において、新婚世帯の夫婦の住民票に記載された住所が申請に係る住宅の所在地となっており、かつ申請日より継続して市内に居住する意思があること。
- ② 婚姻日（婚姻届を提出し、受理された日をいう。）における夫婦いずれかの年齢が49歳以下であること。
- ③ 最新年度の所得証明書により証明された夫婦の所得額を合算した額から、貸与型奨学金の所得額の計算の基礎となった期間と同期間中の返済額を差し引いた金額が500万円未満であること。
※令和6年1月1日～同年3月31日までに婚姻した世帯はこの限りではありません。
- ④ 夫婦の双方又は一方が、過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- ⑤ 住居の取得費については、登米市住まいサポート事業補助金の交付を受けないこと。
- ⑥ 夫婦が市税を滞納していないこと。また、夫婦が市外から転入している場合においては、転入前の市町村税について滞納していないこと。

補助上限額

前提として、夫婦の双方又は一方が49歳以下の必要あり。

- (1). 夫婦共に29歳以下の世帯：40万円
- (2). 夫婦の双方又は一方が40歳以上の世帯：20万円
- (3). (1)・(2)以外の世帯及び、令和6年1月1日～同年3月31日に婚姻した世帯：30万円

対象経費

- 住宅取得費用・・・婚姻を機に新たに市内で住宅を取得する際に要した費用（新築費用、建売物件や中古物件の購入費用）
- 住宅賃借費用・・・婚姻を機に新たに住宅を賃借する際に要した費用（3か月分家賃・共益費、敷金、礼金、仲介手数料）
- 引越費用・・・引越し業者または運送業者へ支払った費用

まずは気軽に
ご相談を!!

お問い合わせ先

登米市福祉事務所 子育て支援課 (南方庁舎 1階)

電話番号 0220-58-5562

※ご来庁いただく際は、事前に上記宛てにご連絡をお願いします。